

「企業価値担保権の活用に向けたポイント」の抜粋

(1)はじめに

00

はじめに - 本資料作成の背景と目的

- 2024年6月、「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し公布されました。
施行期日は2026年5月25日を予定しています。
本法律は、事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、基本理念・国の責務、企業価値担保権の創設等について定めたものです。
- 事業性融資は、スタートアップ企業への融資や、地域の中小・中堅企業への融資、事業再生・事業承継案件への支援等を通じて、わが国の産業の活性化、ひいては日本の再成長に資するものであり、金融機関が取り組むべき重要な課題の一つです。
- 民間金融機関は、これまで、事業性融資の推進に取り組んできました。足許、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、2015年度の12.2%から、2024年度に52.9%まで増加する等、事業性融資への取組みは進展してきていると考えられます。
- こうした中、本法律において創設された**企業価値担保権は、事業の将来性にもとづく融資のための新たな選択肢を提供し、これまで事業性融資ができなかった事業者への支援の可能性を広げる新たな融資のあり方として期待されています。**
- 他方で、**企業価値担保権は、事業性融資を推進するための新しい制度であり、担保目的財産の処分やモニタリングの手法など、今後、整理が必要な事項もあります。**
また、**企業価値担保権の活用にあたっては、その特徴を踏まえた事業者との適切なコミュニケーションが重要です。**
- このため、当協会は、企業価値担保権を正しく理解し、事業者とのコミュニケーションに活用いただけるよう、本書を作成しました。
- 企業価値担保権の制度や趣旨が広く浸透し、企業価値担保権の活用が、融資における選択肢の一つとして定着すれば幸いです。

(2) 企業価値担保権の概要

01

-1. 企業価値担保権のコンセプト(金融庁説明資料)



事業者と金融機関の緊密な信頼関係を構築する
(=将来性に依拠するための大前提)

- 担保目的財産は、会社の総財産(7条)
- 企業価値担保権は、商業登記簿に登記(15条)
- 企業価値担保権者は、制度概要等の説明義務を負う(40条)
- 事業者は、将来性に基づく融資判断の前提(事業計画等)を超える財産処分(事業譲渡等)をする際、企業価値担保権者と事前のコミュニケーション・同意が必要(20条)



事業の継続・成長を支える
(=将来性に依拠した融資の後押し)

- 極度額の設定(上限額の設定)は、任意であり、事業の成長に応じた資金需要の増加にも対応可能。なお、極度額は、借り手からの請求があれば、設定される(9条)
- 事業の継続に支障を来すような他の担保権の実行等に対して異議が可能(19条)



主な活用例

スタートアップ企業への融資(VCと協調)	● アーリーステージの赤字資金への対応(新株予約権付き)等
地域の中小/中堅企業への融資	● 事業の継続・成長のために必要な設備投資等に対応
事業再生・事業承継	● 新たな事業計画・経営体制等の下での資金需要に対応 ● 負債再構築(取引の整理・スリム化、経営者保証の解除等)
M&A/プロジェクト・ファイナンス	● 既存の全資産担保設定実務の負担軽減とコスト削減 ● ローンの譲渡性向上 (注)現在も類似の担保設定(全財産担保)が一般的

※いずれも、既存の借入をすべて借り換えて(リファイナンスして)行う、または、(スタートアップ等)借入がない企業に行う融資の類型(出所)金融庁「事業性融資の推進等に関する法律 説明資料」(<https://www.fsa.go.jp/policy/kiyoukachi-tanso/index.html>)を基に全額協作成

© Copyright - Japanese Bankers Association

01

-2. 企業価値担保権の設定および効力等について

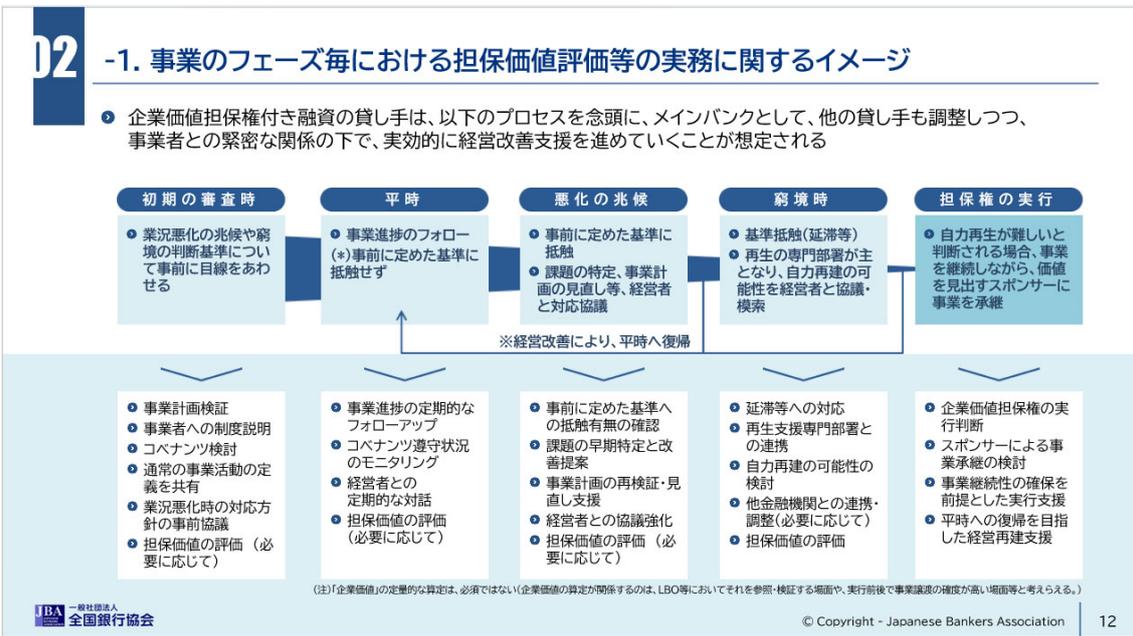
項目	企業価値担保権	備考	根拠条文(事業性融資推進法)
① 担保目的財産	総財産	● 将来取得財産を含み、のれん等の無形資産を担保価値として捕捉可能	第7条第1項
② 借り手(債務者・設定者)	株式会社・持分会社	● 他人の債務を担保することは禁止 ● 但し、他人の債務を保証し、これによって生じた自己の保証債務を担保することは許容	第2条第2項、第7条第1項、第13条第1項
③ 担保権者	企業価値担保権信託会社	● 免許制、銀行には簡易な手続きで免許を交付/貸出人と兼ねることは可	01-3 第8条、第33条第2項等
④ 貸し手(被担保債権者)	制限なし	● 銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可 ● 重複担保権の実行禁止(設定は可能)	
⑤ 対抗要件	商業登記簿への登記(登記費用は3万円)	● 他の担保権との優先は対抗要件具備の先後で決定	01-4 第15条、第18条等
⑥ 借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由	● 重要な財産の処分等、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損に繋がり得る「通常の事業活動の範囲外の行為」には、担保権者の同意を必要とする	01-5 第20条
⑦ 貸し手の権限制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限	● 経営への適切な規律付けの観点から、停止条件付き保証契約を締結することも可能	第12条
⑧ 極度額設定	任意(原則、不要)	● 契約締結時の設定や債務者からの書面請求等により設定可能 ● 但し、貸出金額(元本+期中利息等)を下回らない範囲で設定(登記上表記はされない)	第9条第2項・第5項
⑨ 機関決定	取締役会決議等が必要	● 会社法上の重要な財産の処分と解され、取締役決定や取締役会決議が必要	第10条
⑩ 実行手続	事業譲渡等によって換価	● 事業譲渡の対価から、不特定被担保債権留保額 ^(※) を控除した額を限度に配当が可能 (※)不特定被担保債権とは、企業価値担保権制度において、債務者が破産や清算手続に入った場合に、一般債権者が有する財産上の請求権を指す。担保権の実行時には、これら一般債権者の保護のために「不特定被担保債権留保額」が設定され、担保目的財産の換価対価から一定額が控除されて配当に充てられる。 ● 企業価値担保権者による実行手続の申立てや破産手続開始等によって元本が確定	第29条

(出所)金融庁「事業性融資の推進等に関する法律 説明資料」(https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240719_02.pdf)を基に全額協作成

© Copyright - Japanese Bankers Association

2

(3) 融資実務の概要



(4) 企業価値担保権のメリットと活用に向けた論点

観点	メリット	活用に向けた論点
新たな融資形態	柔軟な融資判断・資金供給の実現 <ul style="list-style-type: none"> 事業性評価に基づく融資が進展し、有形資産担保に依存しない資金供給が実現 (将来取得するものも含めた)会社の総財産への幅広い担保設定により、従来よりも柔軟な与信判断が可能となる 事業力の目利き <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業力に着目することで、<u>目利き力を向上させるきっかけ</u> 	事業力の評価 <ul style="list-style-type: none"> 将来の事業計画、キャッシュフローの見立て・蓋然性検証を行う態勢整備が必要 担保・引当としての評価 <ul style="list-style-type: none"> 担保の評価方法や引当への反映方法の検討が必要(会計監査人との調整も必要) データの積み上げによる評価精度の向上
顧客との関係	経営支援・中長期的な関係性の強化 <ul style="list-style-type: none"> 伴走支援を通じて、<u>企業の成長・経営改善への貢献余地が拡大</u> それにより、<u>企業との信頼関係が深化</u> 	金融機関取引の集約 <ul style="list-style-type: none"> 担保権を取得した金融機関に取引が集約しやすく、より主体的な支援が求められる
業務運営・実務	コスト・手続き <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保等の個別担保と比べて、<u>コスト面・手続面での負担軽減につながる可能性</u>(全資産担保を取得する場合も含む) 	実務面の整備 <ul style="list-style-type: none"> 契約書、登記、担保管理、資産処分への対応、モニタリングなど、<u>実務面でのルール・手続等の整備が必要</u>

観点	メリット	活用に向けた論点
新たな資金調達	有形資産がなくても融資が可能 <ul style="list-style-type: none"> 不動産などの物的担保がなくても、<u>事業力を評価してもらうことで資金調達が可能に</u> 経営者保証の代替が可能 <ul style="list-style-type: none"> 個人保証に依存しないため、<u>経営者個人の心理的・財務的負担が軽減される</u> コスト・手続き <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保等の個別担保と比べて、<u>コスト面・手続面での負担軽減につながる可能性</u>(全資産担保を取得する場合も含む) 	「通常の事業範囲外の行為」に係る担保権者の同意 <ul style="list-style-type: none"> 「通常の事業範囲外の行為」についての担保権者との目線合わせ、同意取得プロセスが必要 情報の開示・モニタリング <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の策定・説明など事業の将来性を適切に評価してもらうための情報開示や、継続的な期中でのモニタリングが必要となる可能性
金融機関との関係	金融機関による伴走支援 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関との関係が深まり、<u>成長や経営改善に向けた支援を受けやすくなる</u> 	金融機関取引の集約 <ul style="list-style-type: none"> 担保権を取得した金融機関に取引が集約しやすく、<u>複数取引を望む場合は、協調融資等の工夫が必要</u>

(5) 想定される活用事例

05		-2. 主なユースケース(例)			
		企業イメージ(例)	ユースケース(資金使途・想定切り口)	支援形態	活用のメリット(他担保権との差異)
成長企業	パターン1	<ul style="list-style-type: none"> 有形資産を保有しない業種 スタートアップ企業 	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資や研究開発費、M&A等の成長資金需要に対して、信用での支援が困難な場合の支援策として活用 	複数行	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関】信用補完効果が生まれるとともに、期中モニタリングを通じて収益償還の蓋然性を高めることが可能 【事業者】資金調達の円滑化に繋がり、金融機関による伴走支援を通じた経営サポートへの期待も向上
		<ul style="list-style-type: none"> 業績安定も資産背景に乏しい先 既存担保の解消ニーズがある先 	<ul style="list-style-type: none"> 既存借入のリファイナンス(負債再構築) 	主に複数行	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関・事業者】バンクフォーメーションの見直しによる支援体制の確立
承継企業	パターン2	<ul style="list-style-type: none"> 現経営者に経営者保証を設定しており、引き続き、後継者にも保証受入れが必要な先 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者保証の代替としての活用 	複数行 一行	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関】信用補完に繋がる可能性 【事業者】経営者保証を解消可能
再生企業		<ul style="list-style-type: none"> 経営改善に向けて、自力再生を目指す先 自力での再生を断念し、スポンサーへの事業譲渡を検討中の先 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善に向けた運転資金やリストアップ費用の支援策としての活用 スポンサー決定までの繋ぎ資金として、DIPファイナンス供与時の保全策 	複数行 一行	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関】(一行支援の場合)再生に向けた意思決定の迅速化。DIPファイナンス供与による収益機会の確保 【事業者】経営改善に向けた資金調達手段の多様化
M&A・プロファイ		<ul style="list-style-type: none"> 全資産担保の差入れを伴う資金調達を検討中の先 	<ul style="list-style-type: none"> 全資産担保の代替としての活用 	主に複数行	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関・事業者】実務負担の軽減、事務コストの削減に繋がる可能性

(6) 事業者への説明

06 -2. 事業者との対話例

ケース① 制度の概要説明①

銀行職員 2026年5月から、「企業価値担保権」という新しい制度が始まります。企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証等に依存しない事業性に着目した融資を後押しするための制度で、金融機関が企業の事業力を評価することで、より柔軟な資金調達が可能となる点が特徴です。

事業者 これまでの既存の担保制度とはどのような点が異なるのでしょうか？

銀行職員 担保目的財産が大きくなります。これまでの不動産担保や株式担保などは、個別資産を担保目的財産としますが、企業価値担保権は将来取得する資産を含む企業の「総財産」を担保目的財産とします。本制度では、企業価値担保権信託会社が担保権者となり、事業者との間で信託契約を締結することで担保権が設定されます。なお、信託会社は貸付人が兼ねることが一般的で、事業者は信託報酬の支払いが必要となることがあります。また、担保権の効力発生要件として、商業登記簿謄本への登記が採用されています。登記費用は一律で3万円となります。

事業者 「総財産」が担保目的財産となることで、事業上の制約が生じる可能性はないのでしょうか？

銀行職員 貸出期間中、担保目的財産の処分は基本的に自由に行えます。ただし、通常の事業活動の範囲を超えるものについては、事前に担保権者の同意が必要となる点に留意が必要です。「通常の事業活動の範囲」については、事業活動の継続性・収益性・企業価値への寄与といった観点から総合的に判断されます。

JBA 全国銀行協会 © Copyright - Japanese Bankers Association 30

06 -2. 事業者との対話例

ケース① 制度の概要説明②

事業者 事業の継続性に重点を置いた制度なのですね。既存の銀行取引にはどのような影響があるのでしょうか？

銀行職員 「総財産」に担保権が及ぶため、仮に1つの金融機関が単独で企業価値担保権を設定した場合、その他の金融機関にとっては、優先回収できる目的財産がなくなるため、企業価値担保権の設定行への取引集約が進みややすくなると考えられています。他方で、複数行による担保設定も可能で、シンジケートローン等を活用し、同一契約・同一順位で担保設定することでバンクフォーメーションの整理が進められます。

事業者 様々な活用方法があるのですね。融資額は企業価値や総財産との見合いで決まるのでしょうか？

銀行職員 本制度は、事業性に着目した融資を後押しするための制度ですので、担保価値を見合いに融資金額が決まるものではありません。事業の成長発展に必要な資金を支援する前提として、金融機関としても事業力への目利きを高めていきます。そのため、事業の状況や将来見通しについて、これまで以上に丁寧に確認するため、事業計画や試算表等の情報開示をお願いするほか、必要に応じて、コベナンツ管理等を行う可能性もあります。こうした制度の趣旨や特徴を踏まえて、そのコンセプトに賛同いただける事業者の皆様には、新たな資金調達手段の選択肢の一つになればと考えております。

事業者 大変よく分かりました。具体的な事務手続きについて、今後、詳細を教えてください。

JBA 全国銀行協会 © Copyright - Japanese Bankers Association 31

以 上